

## 岩手県ふるさと食品認証要綱

(平成2年12月7日 制定)

(平成10年4月1日一部改正)

(平成13年4月1日一部改正)

(平成18年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成30年7月17日一部改正)

(令和3年3月22日一部改正)

(令和5年3月28日一部改正)

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県附属機関条例別表第8に定める「岩手県農林水産物等認証制度運営委員会」の調査審議事項に関し、必要な事項について定めるものである。

(認証対象食品)

第2 この要綱において認証の対象とする食品の品目は、岩手県内で生産される農林水産物及び農林水産物を利用した加工食品（以下「県産農林水産物等」という。）のうち、高品質であることが客観的に認められるもの、又は生産方法、原材料等に独自性のあるもので、その品目ごとに別に定める品質、原材料等に関する基準（以下「認証基準」という。）に適合するもの（以下、「ふるさと食品」という。）とする。

(認証申請等)

第3 ふるさと食品の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、ふるさと食品認証申請書（別紙様式1）により広域振興局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請は、認証を受けようとする県産農林水産物等を添付して行うものとする。

3 認証を受けようとする者は、当該認証を受けようとする県産農林水産物等を、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）その他の食品に関する法令及び基準の規定に従って製造及び品質表示を行っているものとする。

4 局長は、第1項に規定する申請が行われた場合は、必要に応じて、当該県産農林水産物等の生産及び販売等の実態調査を行い、当該農林水産物等が、認証基準に適合すると認めるときは、認証を決定するものとする。

5 局長は、前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書（別紙様式2）を交付するものとする。

(認証の表示)

第4 第3の規定により認証を受けた者（以下「認証者」という。）は、別に定める認証マークを当該農林水産物等の容器又は包装に表示することができる。

2 前項の認証マークの表示に要する経費は、認証者の負担とする。

(認証の有効期間及び更新)

第5 第3の規定による認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

- 2 認証の更新を受けようとする認証者は、当該認証の有効期間の満了する日の1月前までに、ふるさと食品認証更新申請書（別紙様式3）により局長に申請するものとする。
- 3 局長は、前項による申請を適当と認めるときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

（認証書記載事項の変更届出）

第6 認証者は、交付された認証書（以下「交付認証書」という。）の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかに、ふるさと食品認証書記載事項変更届出書（別紙様式4）により局長に届け出るものとする。

- 2 局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

（点検及び指示）

第7 局長は、この事業の適正な運用を図るため、年1回以上、認証マークを付したふるさと食品の品質及び表示に関する点検を行うものとする。

- 2 認証者は、前項の規定に基づいて局長が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

（認証の取消し）

第8 局長は、認証者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該農林水産物等に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の取り消しの届け出があったとき
- (2) 認証マークを不適正に使用したとき
- (3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

- 2 局長は、この要綱に違反して農林水産物等の認証を受け、又は 県産農林水産物等の信頼を失墜させる行為を行った者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

3 局長は、第1項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証者にその旨通知するものとする。

- 4 第1項第1号の認証の取り消しの届け出は、ふるさと食品認証取消届出書（別紙様式5）により行うものとする。

（報告）

第9 局長は、第2第4項の認証の決定、第4第3項の認証の更新、第5第2項の届出書の受理及び第7第1項の認証の取消をしたときは、農林水産部長に報告するものとする。

（審議）

第10 認証基準を定める県産農林水産物等の選定及びふるさと食品の認証に関する重要事項について岩手県農林水産物認証制度運営委員会で審議するものとする。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は知事が定める。

（附則）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。